

令和7年度妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業業務委託仕様書

1 業 務 名 令和7年度妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和8年3月13日まで

3 業務内容

(1)「メンタルヘルス研修会」の開催・運営に関すること

- 開催回数・・・2回実施すること。(1回当たり90分程度とする)
- 開催形式・・・オンライン形式で実施すること。ネット環境の手配やトラブル対応も行うこと。
- 研修内容の提案・・・県(こども未来部子育て支援課)と事前調整の上、決定すること。県内の母子保健、子育て支援、福祉行政に携わる関係機関の関係者が共に学び、共通理解が得られるものとする。併せて講師の選考及び日程調整等を行うこと。
- 実施準備・・・開催通知の作成・周知を行い、参加者を募ること。講師と調整を行い当日資料の作成を行うこと。
- 会運営・・・ネット環境の準備、議事録作成、県が提案する研修アンケートのWebフォームの作成、集計・分析を行うこと。
- 経費の支払・・・講師の報酬については、受注者が支払うものとする。積算にあたっては、講師の謝金等研修会実施に必要な経費を見込むこと。(参考：(別表)積算基準)

(2)「よろず相談会(仮称)」の開催・運営に関すること

内容：県内市町村保健師が抱える周産期メンタル支援の課題に対して、県が提案する専門家が相談に応じる。

- 開催回数・・・9回実施すること。(1回あたり1時間)
- 開催形式・・・オンライン形式で実施すること。ネット環境の手配やトラブル対応も行うこと。
- 実施準備・・・開催通知の作成・周知を行い、参加者を募ること。
- 会運営・・・ネット環境の準備、議事録作成、県が提案する研修アンケートのWebフォームの作成、集計・分析を行うこと。
- 経費の支払・・・講師の報酬については、受注者が支払うものとする。積算にあたっては、講師の謝金等相談会実施に必要な経費を見込むこと。(参考：(別表)積算基準)

4 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に発注者の承認を得ること。

5 報告書の提出

令和7年度沖縄県妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業報告書 1部

6 報告物に関する留意事項

報告物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- (1) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- (2) PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- (3) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。なお、成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、業務責任者を定めること。
- (4) 受注者及び本業務に携わる受注者の従事者等は、契約期間中及び契約終了後において本業務によって知り得た受講者の個人情報等並びに発注者の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、迅速に問題解決を図ること。
- (6) 発注者との協議その他の打ち合わせについては、原則として沖縄県庁において行うこと。
- (7) 受注者の責により生じた問題については、契約期間の如何を問わず、受注者において責任を持って解消すること。

（別表）積算基準

報酬（研修会）	¥ 11,000/ h、1 回 1 名 4 時間
報酬（相談会）	¥5,500/ h、1 回 2 名 2 時間